

教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弾力的措置を講じるとともに、学校教育への社会人の活用を促進するため所要の措置を講じるほか、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取上げに係る措置を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校(特殊教育諸学校の小学部を含む。)の相当する教科等の教授又は実習を担当することができることとすること。

二、高等学校の専門教科等の教諭の免許状を有する者が中学校(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部を含む。)の相当する教科等の教授又は実習を担当することができることとすること。

三、普通免許状を有する者が、三年の教職経験により、要修得単位数を軽減して、隣接校種の普通免許状を取得できることとすること。

四、学士の学位を有することを撤廃するなど特別免許状の授与要件を見直すこと。

- 五、五年から十年以内とした特別免許状の有効期限を撤廃すること。
- 六、懲戒免職の処分を受け免許状が失効した日から三年を経過しない者には免許状を授与しないこととする  
とともに、免許状取上げの処分を受けた者について免許状を授与しないこととする期間を二年から三年に  
延長すること。
- 七、免許状の失効に関する現行の規定を見直し、国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受け  
たときは、その免許状は失効することとする。
- 八、免許状の取上げに関する現行の規定を見直し、私立学校の教員が国立又は公立の学校の教員の場合にお  
ける懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、その免許状を取り上げなけれ  
ばならないこととする。
- 九、学校法人は、その設置する私立学校の教員について免許状の失効又は取上げ事由に該当すると認めたと  
きは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならないこととする。
- 十、この法律は、平成十五年一月一日から施行すること。ただし、一から五については、平成十四年七月一  
日から施行すること。